

国際関連情報 FASB 情報

FASB の動向 (2019 年 2 月～2019 年 4 月)

ASBJ 専門研究員 えんどう かず と
遠藤 和人

ASU 案（公開草案）「金融商品—信用損失（トピック 326）：限定的な移行措置の救済」の公表（2019 年 2 月）

米国財務会計基準審議会（FASB）は、2019 年 2 月 6 日に、会計基準更新書（ASU）案（公開草案）「金融商品—信用損失（トピック 326）：限定的な移行措置の救済」を公表した。コメント期限は 2019 年 3 月 8 日であった。

ASU 第 2016-13 号「金融商品—信用損失（トピック 326）：金融商品の信用損失の測定」の適用に際して、新たに組成又は購入したものについて公正価値オプションの適用を選択した

場合、従来は償却原価で測定している類似の金融商品との比較可能性が損なわれていることが指摘されていた。

本 ASU 案では、ASU 第 2016-13 号の適用時に従来から償却原価で測定されていた金融資産に対して、公正価値オプションの選択を認めることを提案するものである。これにより、類似の金融商品について比較可能性のある有用な情報が提供されることになる。

ASU 案（公開草案）「企業結合（トピック 805）：顧客との契約から生じる収益—引き受けた負債の認識」の公表（2019 年 2 月）

FASB は、2019 年 2 月 14 日に、ASU 案（公開草案）「企業結合（トピック 805）：顧客との契約から生じる収益—引き受けた負債の認識」を公表した。コメント期限は 2019 年 4 月 30 日であった。

現在のトピック 805 では、顧客との契約から

生じる収益に固有の負債についてのガイダンスは提供されていない。そこで本 ASU 案では、取得企業がトピック 606 を適用後の企業結合において引き受けたトピック 606 における被取得企業の未充足の履行義務を、負債として認識しなければならないことを提案している。

ASU 案（公開草案）「報酬—株式報酬（トピック 718）及び顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：コード化体系の改善—顧客に支払われる株式に基づく対価」の公表（2019 年 3 月）

FASB は、2019 年 3 月 4 日に、ASU 案（公開草案）「報酬—株式報酬（トピック 718）及

び顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：コード化体系の改善—顧客に支払われる

株式に基づく対価」を公表した。コメント期限は2019年4月18日であった。

FASBは2018年6月にASU第2018-07号「報酬—株式報酬（トピック718）：従業員以外に対する株式に基づく報酬の支払いに関する会計処理の改善」を公表し、従業員に対する株式に基づく報酬の会計処理と従業員以外に対する株式に基づく会計処理の整合性を図ったが、顧

客に支払われる株式に基づく支払いの測定についてのガイダンスが提供されておらず、実務が多様となっていた。

本ASU案では、顧客に支払われる株式に基づく支払いについて、付与日における公正価値に基づき収益の減額として会計処理することを提案している。

ASU 第2019-01号「リース（トピック842）：コード化体系の改善」の公表（2019年3月）

FASBは2019年3月5日に、ASU第2019-01号「リース（トピック842）：コード化体系の改善」を公表した。

本ASUでは、新リース基準（トピック842）に関する以下の内容を明確にしたものである。

(1) 製造業又はディーラーではない貸手が保有する原資産の公正価値の決定

従来のリース基準（トピック840）では、製造業又はディーラーではない貸手が保有する原資産の公正価値の決定について、値引き等を反映した原資産の取得原価で測定するという明示的な例外規定があったが、新リース基準（トピック842）では当該例外は引き継がれなかった。本ASUでは当該例外規定を再度使えるようにすることとした。ただし、原資産の購入からリース開始までの期間が非常に長い場合には、例外は利用できずトピック820の公正価値（出口価格）を適用することが要求される。

(2) 販売タイプ及び直接金融リースの場合のキャッシュ・フロー計算書の表示

販売タイプ及び直接金融リースにおける貸手が受け取ったリースに関する元本のキャッシュ・フロー計算書上の表示について、従来からトピック942「金融サービス—預金及び貸

付」（以下「トピック942」という。）が適用される貸手は、トピック942に示された例示に従って投資活動に表示してきた。

一方、トピック842はすべての貸手にリース契約から受け取ったキャッシュを営業活動に表示することを求めているが、トピック942の設例は削除されておらず、混乱が生じていた。

本ASUはトピック942が適用される貸手の「リース契約に基づく元本の支払いの受取り」の表示について、引き続き投資活動に含まれる「リース契約に係る元本の支払いの受取り」に表示されるものとした。

(3) 会計上の変更及び誤謬の修正（トピック250）に関する移行に関する開示

トピック842を適用した最初の年度の期中財務諸表において、年度財務諸表と同様に、一定の開示を免除することを明確にした。

適用時期については、公開企業等は2019年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間から適用される。それ以外の企業については、2019年12月15日より後に開始する事業年度及び2020年12月15日より後に開始する期中期間から適用される。トピック842と同時に適用すれば早期適用も認められる。

ASU 第 2019-02 号「エンターテインメント—映画—その他資産—映画製作コスト（サブトピック 926-20）及びエンターテインメント—放送事業者—無形資産—のれん及びその他（サブトピック 920-350）：映画製作コスト及びプログラム・マテリアルのライセンス契約の会計処理に関する改善」の公表（2019 年 3 月）

FASB は、2019 年 3 月 6 日に、ASU 第 2019-02 号「エンターテインメント—映画—その他資産—映画製作コスト（サブトピック 926-20）及びエンターテインメント—放送事業者—無形資産—のれん及びその他（サブトピック 920-350）：映画製作コスト及びプログラム・マテリアルのライセンス契約の会計処理に関する改善」を公表した。

現行のサブトピック 926-20 では、映画に関連する製作コストは原則としてすべて資産化することが要求される一方、エピソード型コンテンツに関連する製作コストの資産化は、一定の場合を除き、1 次マーケットにおけるエピソードごとの契約上の収益を上限に制限されている。

本 ASU は、エピソード型コンテンツの制作コストに関する会計処理について、映画製作コストの会計処理と一致させることとしている。

また、映画及びサブトピック 920-350 が適用されるライセンス契約の減損テストについて、フィルム・グループ単位（他の映画やライセンス契約のキャッシュ・フローから概ね独立したものとして識別可能なキャッシュ・フローを生み出す最小単位）で実施することとしている。

適用時期については、公開の営利企業は 2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間より適用される。その他の企業については、2020 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間から適用される。早期適用は認められる。

ASU 第 2019-03 号「非営利企業（トピック 958）：『コレクション』の定義の更新」（2019 年 3 月）

FASB は、2019 年 3 月 21 日に、ASU 第 2019-03 号「非営利企業（トピック 958）：『コレクション』の定義の更新」を公表した。

Accounting Standards Codification (FASB) による会計基準のコード化体系の用語集 (Master Glossary) の「コレクション」の定義が、アメリカ博物館協会 (American Alliance of Museums : AAM) による定義と整合が取れていなくなっていたことを解消するために、

本 ASU で「コレクション」の定義の修正等を行っているものである。なお、本修正は非営利企業だけではなく営利企業も含めたすべての企業に適用される。

適用時期については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2020 年 12 月 15 日より後に開始する期中期間から適用される。早期適用は認められる。

ASU 案（公開草案）「法人所得税（トピック 740）：開示フレームワーク—法人所得税に関する開示要求の変更」の公表（2019 年 3 月）

FASB は 2019 年 3 月 25 日に、ASU 案（公開草案）「法人所得税（トピック 740）：開示フレームワーク—法人所得税に関する開示要求の

変更」を公表した。コメント期限は 2019 年 5 月 31 日であった。

FASB は 2016 年 7 月に開示フレームワー

ク・プロジェクトの一環として、法人所得税に関する開示の要求事項を追加する公開草案を公表していたが、その後の税制改革を見越して最終化を遅らせていた。

本公開草案では、2017 年 12 月の米国における税制改正の結果、及び前回の公開草案に対するコメント、並びに 2018 年 8 月に公表された FASB 財務会計概念書第 8 号「財務報告に関する

概念フレームワーク第 8 章：財務諸表の注記」(以下「概念書第 8 号」という。)を踏まえて、その内容を目的適合性の観点から一部修正することを提案したものである。

限定的な変更であるものの、概念書第 8 号を適用して財務諸表の注記の開示の有効性を改善する FASB の重要な取り組みの一部であるとされている。

ASU 第 2019-04 号「コード化体系の改善—金融商品—信用損失（トピック 326）、デリバティブ及びヘッジ（トピック 815）及び金融商品（トピック 825）」の公表（2019 年 4 月）

FASB は、2019 年 4 月 25 日に、ASU 第 2019-04 号「コード化体系の改善—金融商品—信用損失（トピック 326）、デリバティブ及びヘッジ（トピック 815）及び金融商品（トピック 825）」を公表した。

FASB はこの数年間で金融商品に関するいくつかの ASU を公表し、その導入にあたって関係者をサポートしてきたが、その過程で明確化又は修正を要する事項を識別し、これらに対応するために本 ASU を公表したものである。

本 ASU の主な内容は以下のとおりである。

ASU 第 2016-13 号関連（トピック 326）

- 金融資産の契約期間を決定する際に期間の延長又は更新オプションを考慮すべきことが明確化された。

ASU 第 2017-12 号関連（トピック 815）

- 公正価値ヘッジのヘッジ対象の帳簿価額の修正の償却は、ヘッジ関係が中止される前から

開始することができる（要求事項ではない）ことが明確化された。

ASU 第 2016-01 号関連（トピック 825）

- 容易に決定できる公正価値がない持分証券の例外規定は、トピック 820「公正価値測定」における経常的ではない公正価値測定に該当し、同トピックにおける開示の要求事項に従う必要があることが明確化された。

適用時期については、ASU 第 2016-13 号関連のトピックは、当該 ASU を適用済みの企業は、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間から適用される。ASU 第 2017-12 号関連のトピックは、当該 ASU を適用済みの企業は、このアップデート発行後、最初に開始する事業年度から適用される。ASU 第 2016-01 号関連のトピックは、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間から適用される。